

学習院大学の入学試験問題の二次利用について（取扱要領）

学習院大学（以下「本学」という。）では、本学の入学試験問題を二次利用する方（以下、「利用者」という。）に対して、これまでは、事前の許諾申請を必須としておりましたが、利用者及び受験者の皆様の利便性向上を目的として、下記のとおり、申請方法を変更いたします。

ただし、本学の入学試験問題の著作権は、本学及び当該入学試験問題に含まれる原著作物の著作者又は著作権者に帰属していますので、二次利用にあたっては、それぞれの著作権上の権利を損ねることがないように十分注意してください。

記

- 本学の入学試験問題を二次利用する際は、**事前の許諾申請は不要**です。

ただし、「③注意事項」を遵守したうえで、一用途ごとに、①利用報告書及び②成果物を必ずご提出ください。

① 利用報告書の提出方法

「学習院大学入試問題二次利用報告書」を以下の期限までにご提出ください。

書 式：「学習院大学入学試験問題二次利用報告書」

提出期限：成果物の刊行・公表から 1 か月以内

提出方法：上記書式をメール添付にて、adms-enq@gakushuin.ac.jp まで送付してください。

② 成果物の提出方法

成果物の種類によって、提出方法が異なりますので、下表のとおりご対応ください。

なお、提出期限は「①利用報告書の提出方法」と同様です。

■成果物一覧

成果物の種類	提出方法
印刷物（冊子）	➤ 成果物（原稿データ）をメール添付で提出 ※原稿データを提出できない場合は、印刷物（冊子）1 部を郵送
映像作品	➤ 成果物（1 部）の郵送又はメール添付で提出
Web サイト掲載	➤ 公開している Web サイト（URL）をメールで提出 ※限定公開（会員制等）の場合は、以下のとおり対応してください
Web 配信	1. 映像媒体は記録メディア等にて郵送
アプリケーション	2. Web サイトやアプリケーションは、該当部分のキャプチャー画像等 PDF に纏めメール添付で提出
その他	➤ 事前に提出方法をお問合せください

③ 注意事項

- 本学以外の第三者に著作権があるものを二次利用する場合は、利用者の責任において、必ずその著作権者へ 許諾申請を行い、適切な権利処理を行ってください。利用者が著作権者への許諾申請を怠ったことによるトラブル等について、本学は一切の責任を負いません。
- 二次利用に際しては、本学の入学試験問題であることを必ず明示してください。また、一部の抜粋を行った場合や改変を行った場合は、その事実を明示してください。ただし、一部の抜粋や改変が著作者人格権の侵害にあたると考えられる場合には、成果物の刊行・公表後であっても、利用停止等の措置を求める場合があります。本学は、それに伴う損害等について一切の責任を負いません。

④ その他

- 本学は、入試問題の二次利用に関して、使用料（補償金等も含む）は請求しません。
- 入学試験問題の提供は、事前に依頼のあった出版社・予備校・教育機関に対して、各年度の入試問題の残部の範囲内で提供いたします。（送料は依頼元負担）
その他（出版社・予備校・教育機関以外）の方からの提供依頼はお断りしていますので、予めご了承ください。
- 本文書の公開日以前に、お問合せ等により既に二次利用の許諾を得た成果物については、この要領に基づく再報告の必要はありません。
※一度利用報告を行った成果物を再版する場合も不要です。

以上